

## 瑞穂市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 瑞穂市

事 業 名 : 農業集落排水

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年(19年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 (平成31年4月 全部適用予定)
処理区域内人口密度	4,200人/km <sup>2</sup>	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1処理区(呂久処理区)		
処 理 場 数	1箇所(呂久クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料(1カ月)	超過使用料(基本水量10m <sup>3</sup> を超えた1m <sup>3</sup> につき)			
	10m <sup>3</sup> 以下	0~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~90m <sup>3</sup>	91m <sup>3</sup> ~
	1,728円	162円	172.8円	183.6円	194.4円
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	メーター使用料 (井戸水使用の場合)	口径	使用料(1カ月)	口径	使用料(1カ月)
		13mm	54円	50mm	540円
		20・25mm	129.6円	65~100mm	1,404円
		30mm	216円	125~50mm	2,160円
		40mm	270円	—	—
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,255円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,356円
	平成26年度	3,348円		平成26年度	3,428円
	平成27年度	3,348円		平成27年度	3,443円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	職員数は平成28年度現在5名となっています。職員給与費の予算措置については課内の業務割合から下水道事業特別会計(特定環境保全公共下水道事業。本事業では計上していません。)に1名、一般会計に4名を置いている状況です。組織体制は以下、事業運営組織の通りで、5名で計画、建設、管理、事務業務の全てを賅っています。
事業運営組織	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	呂久クリーンセンターの運転管理及びマンホールポンプの点検管理を委託しています。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

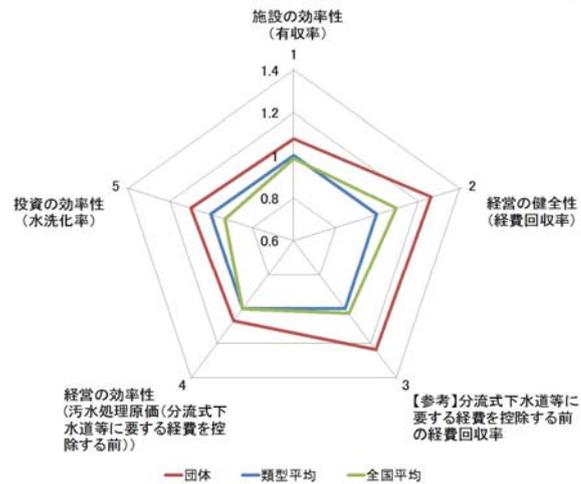
\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
 \*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

直近の経営比較分析表を添付します。  
 また参考に法務省ホームページ内にあります下水道事業比較経営診断表のグラフを添付します。  
 現状では農業集落排水事業としては平均的な経営状況であると考えます。

個別事業効率性の類型平均、全国平均との比較



※類型平均を1とした場合の類型平均及び全国平均との比較  
 ※「経営の効率性」については、外側ほど効率性が高い(汚水処理原価が低い)。

# 経営比較分析表

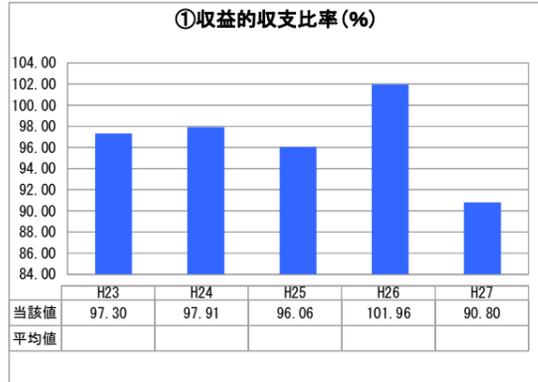
岐阜県 瑞穂市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.78	100.00	3,348

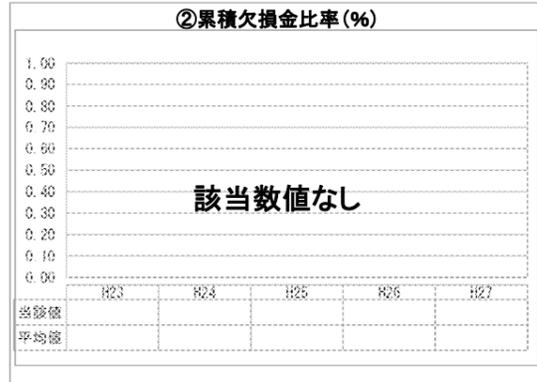
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
53,576	28.19	1,900.53
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
420	0.10	4,200.00

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成27年度全国平均

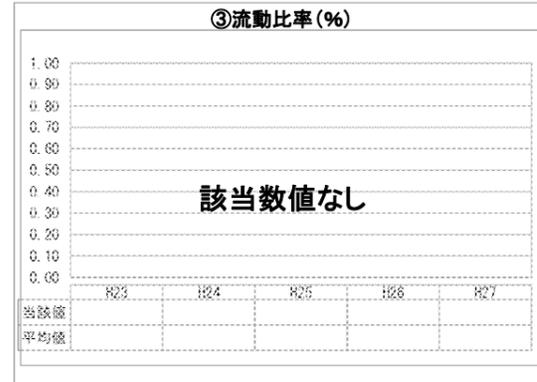
## 1. 経営の健全性・効率性



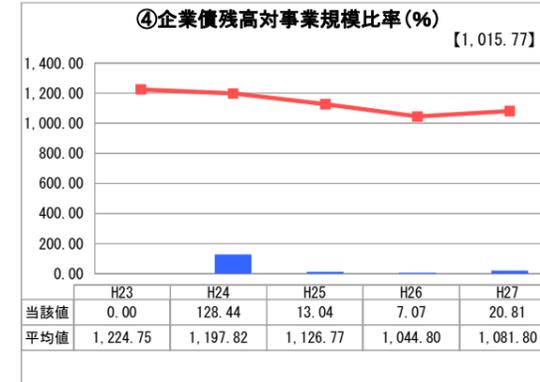
「単年度の収支」



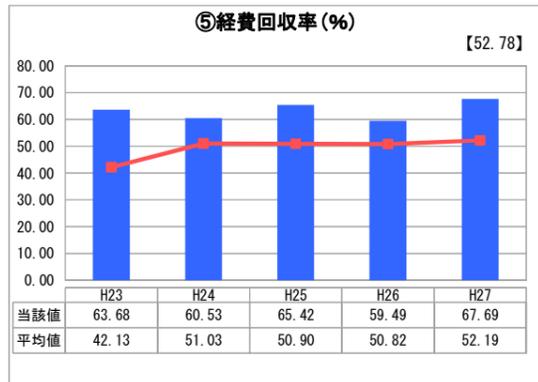
「累積欠損」



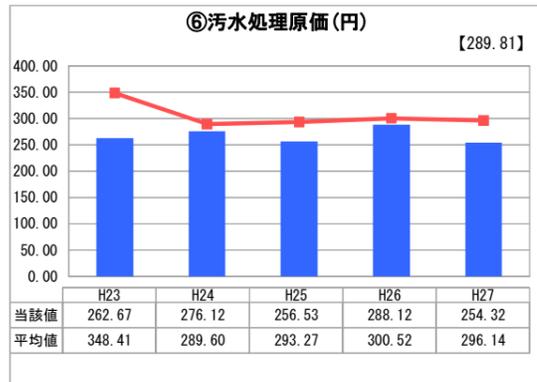
「支払能力」



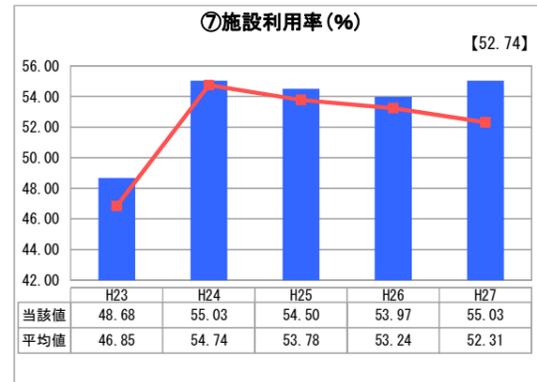
「債務残高」



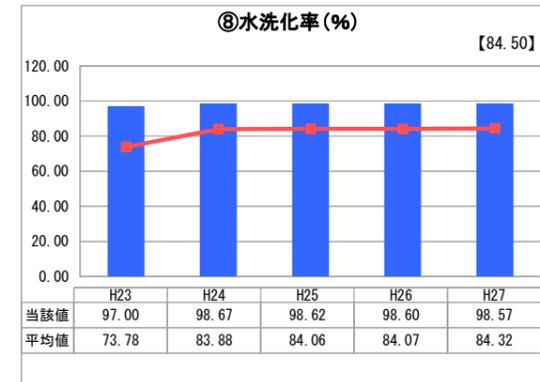
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

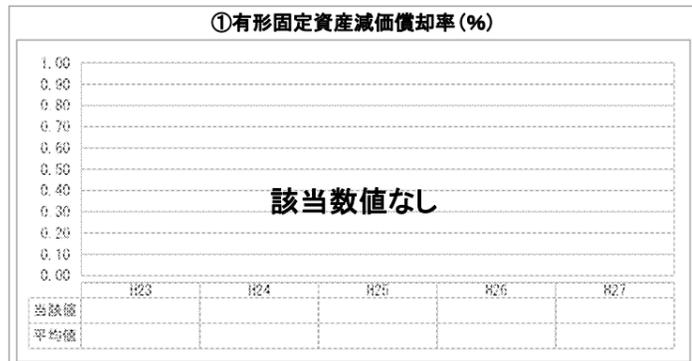


「施設の効率性」

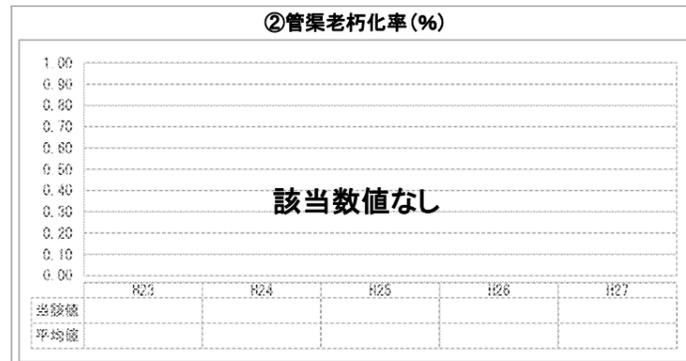


「使用料対象の捕捉」

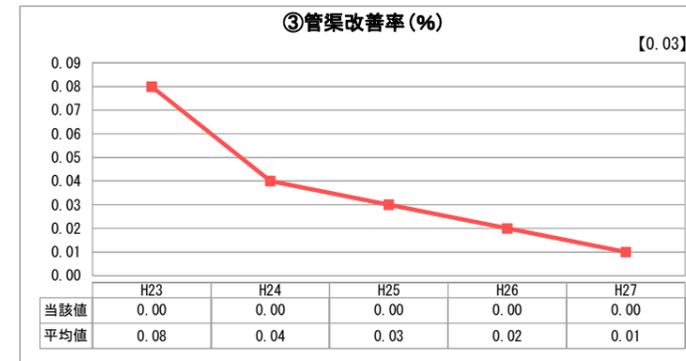
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率  
単年度収支がほぼ100%未満であり、経営改善が必要であり、高い水洗化率や必要最低限の維持管理に努めており、更なる経営改善は困難な状況であります。  
平成27年度の比率が低いのは、例年と比較し総収益に対する総費用は例年並みだが、地方債償還元金が増加傾向にあるためです。

④企業債残高対事業規模比率  
類似団体平均値と比較し、相当程度低く、現状での投資規模や使用料水準などを維持していく必要があります。しかし、これは一般会計繰入金を財源としているためです。当該事業は、極小規模な事業であり、他処理区との統廃合も物理的に不可能であるため、この状況も止むを得ないと考えています。  
また、企業債残高は年々減少しています。

⑤経費回収率  
類似団体平均値より高くなっていますが、100%を下回っています。しかし、水洗化率も高く極小規模な事業で更なる経営改善も困難な状態であり、現状維持に努めていきます。  
また、事業収入で賄えない必要経費に対して、一般会計より繰入し補填していますが、現状は止むを得ないと考えています。

⑥汚水処理原価  
類似団体平均値と同程度以下であります。要因としては、施設機器類の延命に努めていることや地下水位が低く不明水の浸入が極めて少ないことが挙げられます。今後も、現状維持に努めていきます。

⑦施設利用率  
類似団体と同程度であり、今後も、現状維持に努めていきます。

⑧水洗化率  
水洗化率は約99%で、未接続は高齢者世帯であり、1%の未接続は止むを得ないと考えています。

### 2. 老朽化の状況について

③管渠改善率  
管渠の最も古い施工年度が、平成7年度で平成27年度末で19年程度の経過年数であり、実質改善不要であるため改善率は0%となっています。  
既存建築物に対する管渠整備も平成9年度に終わっています。  
また、腐食に弱いヒューム管比率は全管渠割合に対し0%であり、管渠管種からも現状では管渠改善不要となっています。  
また、全管路及びマンホール内清掃を5年に一度実施しています。

### 全体総括

農業集落排水処理施設としては、ほぼ平均的な施設であると考えます。  
しかし、当該処理区域の全域が、農業振興地域に加え市街化調整区域となっているため、新たな転入はほぼなく人口減少が顕著となっています。それに伴う汚水量や使用料収入が減少しており、長期的に単独事業での経営は困難であると考えております。  
そのため、将来的に合併処理浄化槽に転換する必要があるかと考えると、個々の宅地面積が狭い集落であり合併処理浄化槽を設置することも不可能であるため、他事業との経営統合や他事業との管渠の連結を検討していく必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

市民憲章の一つである「豊かな水と緑あふれる美しいまちをつくります」を達成するため、「未来に届けたい瑞穂のまちを潤す豊かな水環境を」をキャッチフレーズに掲げ、下水道事業を推進しています。今後は施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少等により、下水道の経営環境は厳しさを増していきますが、健全な下水道サービスを今後も提供し、瑞穂のまちを潤す豊かな水環境を、未来にとどけられるよう、以下の3つの柱を基本方針として、事業の運営を行っていきます。(本事業に関しては基本方針3が該当)

### 1. 水洗化率の向上による経営の健全化

営業収益の基となる下水道使用料を確実に徴収し、経営の健全化に向けて取り組んでいきます。

### 2. 下水道施設の計画的な更新

限られた予算制約の下においても施設全体の管理を最適化するストックマネジメント計画を策定し、ストックマネジメント支援制度を活用して、計画的な更新を行っていきます。

### 3. 地方公営企業会計の導入による経営基盤の強化

地方公営企業会計を導入(平成31年4月導入予定。全部適用。)し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表を活用して、運営、資産等の状況を正確に把握し、経営基盤の強化を図っていきます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

管渠、処理場ともに整備済みの状況のため、投資は見込んでいません。  
また呂久クリーンセンターの機能診断を平成26年度に行い、その結果、平成27年度に主要部品の改築更新を行っています。計画期間内には管渠整備の老朽化対策も不要であることから、投資費用を見込んでいません。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

水洗化率99%であるため、これ以上の下水道使用料の増収は見込めない状況にあります。近年5年の処理区域内人口の減少率を見込んだ下水道使用料収入として計画しています。  
なお他会計繰入金について基準外繰入金を見込んでいます。基準外繰入金は公費負担割合以上に税金を投入するものです。下水道事業は市民生活においてかかすことのできない基盤整備であり、財政部局としても繰出しはやむを得ないとしています。しかし、公営企業の側面もあるため収入の増加、支出の削減等企業努力し、特別会計の健全経営を行い、基準内の一般会計繰入金についても削減に努めていきます。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(1) 動力費・薬品費・修繕費  
動力費・薬品費は直近の平成27年度の実績値に有収水量の変動を比例させた金額を計上しています。修繕費については直近3カ年の実績平均値と同額で推移するものとして計画としています。

(2) 委託費  
直近の平成27年度の実績額と同額で推移するものとして計画としています。

# 投資・財政計画 (収支計画)

農業集落排水事業(呂久処理区)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見 込)	本年度H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	19,433	19,555	21,191	21,168	21,246	21,224	21,199	21,176	20,915	19,555	17,548	14,660
	(1)	営 業 収 益 (B)	7,106	7,045	6,875	6,705	6,745	6,575	6,575	6,405	6,405	6,225	6,055	6,055
		ア 料 金 収 入	7,101	7,040	6,870	6,700	6,740	6,570	6,570	6,400	6,400	6,220	6,050	6,050
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	(2)	営 業 外 収 益	12,327	12,510	14,316	14,463	14,501	14,649	14,624	14,771	14,510	13,330	11,493	8,605
		ア 他 会 計 繰 入 金	12,327	12,510	14,316	14,463	14,501	14,649	14,624	14,771	14,510	13,330	11,493	8,605
		イ そ の 他												
	2	総 費 用 (D)	13,479	13,743	13,492	13,231	13,063	12,787	12,501	12,207	11,905	11,614	11,366	11,188
	(1)	営 業 費 用	10,491	11,000	11,000	11,000	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
		ア 職 員 給 与 費												
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	10,491	11,000	11,000	11,000	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
	(2)	営 業 外 費 用	2,988	2,743	2,492	2,231	1,963	1,687	1,401	1,107	805	514	266	88
	ア 支 払 利 息	2,988	2,743	2,492	2,231	1,963	1,687	1,401	1,107	805	514	266	88	
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
	イ そ の 他													
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	5,954	5,812	7,699	7,937	8,183	8,437	8,698	8,969	9,010	7,941	6,182	3,472	
収 支 的 支 出	1	資 本 的 収 入 (F)	28,650	699	720	742	764	787	811	835	861	779	586	394
	(1)	地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2)	他 会 計 補 助 金	14,664	699	720	742	764	787	811	835	861	779	586	394
	(3)	他 会 計 借 入 金												
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	13,986											
	(6)	工 事 負 担 金												
	(7)	そ の 他												
	2	資 本 的 支 出 (G)	35,895	8,168	8,419	8,679	8,947	9,224	9,509	9,804	9,871	8,720	6,768	3,866
	(1)	建 設 改 良 費	27,972											
		ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	7,923	8,168	8,419	8,679	8,947	9,224	9,509	9,804	9,871	8,720	6,768	3,866
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他													
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 7,245	△ 7,469	△ 7,699	△ 7,937	△ 8,183	△ 8,437	△ 8,698	△ 8,969	△ 9,010	△ 7,941	△ 6,182	△ 3,472	

# 投資・財政計画 (収支計画)

農業集落排水事業(呂久処理区)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1,291	△ 1,657										
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	2,948	1,657										
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,657											
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	91	89	97	97	97	96	96	96	96	96	97	97
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	7,106	7,045	6,875	6,705	6,745	6,575	6,575	6,405	6,405	6,225	6,055	6,055
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	92,407	84,239	75,820	67,141	58,194	48,970	39,461	29,657	19,786	11,066	4,298	432

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
区 分												
収益的収支分	12,327	12,510	14,316	14,463	14,501	14,649	14,624	14,771	14,510	13,330	11,493	8,605
うち基準内繰入金	10,233	10,212	10,191	10,168	10,146	10,124	10,099	10,076	9,815	8,455	6,448	3,560
うち基準外繰入金	2,094	2,298	4,125	4,295	4,355	4,525	4,525	4,695	4,695	4,875	5,045	5,045
資本的収支分	14,664	699	720	742	764	787	811	835	861	779	586	394
うち基準内繰入金	678	699	720	742	764	787	811	835	861	779	586	394
うち基準外繰入金	13,986											
合 計	26,991	13,209	15,036	15,205	15,265	15,436	15,435	15,606	15,371	14,109	12,079	8,999

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	単独事業での経営は困難であると考えています。現時点では近隣自治体との下水道供用区域との距離がありますが、将来的には隣接自治体下水道との接続や掛斐川を横断している鷺田橋の架け替え時に圧送管の添架を依頼し、西処理区に統合するなど、情勢に見合った検討をおこなっていくことを考えていきます。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画を策定し、その計画に基づき、投資を平準化していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PPP/PFIなどの民間的経営手法については、事業の公共性と効率性の両立、経営基盤の強化の観点等から、導入の可能性について検討していく必要があると考えています。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業(西処理区)と合わせ、慎重に検討していく予定です。
資産活用による収入増加の取組について	極小規模下水処理場においても収入増が見込まれる、新たなエネルギー利用、土地・施設等利用が開発できれば、その動向に注視しつつ、利用について検討を行うことを考えていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	PPP/PFIなどの民間的経営手法については、事業の公共性と効率性の両立、経営基盤の強化の観点等から、導入の可能性について検討していく必要があると考えています。
職員給与費に関する事項	現状、職員給与費の予算措置については計上していません。計画期間内、将来にわたっても計上しないと考えています。
動力費に関する事項	主要な機器類の改築更新時に、機器本体費用の外、動力費、薬品費、修繕費等を含めた費用比較を行い、最適な機器選定を行っていくことを考えています。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)」に基づく合理化協定を遵守する方向で考えています。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	2. 経営の基本方針で掲げた3つの基本方針の実行スケジュールは下表の通りです。																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> <th>H37</th> <th>H38</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針 1</td> <td></td> <td></td> <td colspan="5">←</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本方針 2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">←</td> </tr> <tr> <td>基本方針 3</td> <td colspan="2">→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事後検証・更新</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">①</td> <td></td> <td colspan="2">②</td> <td></td> <td></td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table> <p>毎年、「経営比較分析表」を用いた進捗管理(モニタリング)を行っていきます。本事業に関しては基本方針3のみが該当しますが、他の下水道事業と合わせて事後検証・更新を行っていく予定です。他の下水道事業の事後検証・更新の時期は、①地方公営企業会計導入後、②ストックマネジメント計画策定後、③最終年度の3回を計画しています。①については収支計画等の見直しが必要となりますので本事業も更新を行っていきます。②については収支計画の乖離の有無を確認し、見直しを行っていきます。③は検証結果を反映させた次期経営戦略として更新を行っていきます。</p>	年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	基本方針 1			←								基本方針 2								←			基本方針 3	→										事後検証・更新			①			②			
年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38																																													
基本方針 1			←																																																				
基本方針 2								←																																															
基本方針 3	→																																																						
事後検証・更新			①			②				③																																													